

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
11.01												
1101.00		小麦粉及びメスリン粉	(106円/kg)									
		- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの					25%					
	011	- - グルタミン酸ソーダ製造用のもの(税関の監督の下でグルタミン酸ソーダ製造用の原料として使用するものに限る。)		12.5%								MT
	091	- - その他のもの		(25%)								MT
	200	- その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg					MT
11.02												
1102.10	000	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	25%	15%	7.5%	無税						MT
1102.20	000	ライ麦粉	25%	21.3%						6.8%		MT
		とうもろこし粉										MT
1102.90		その他のもの										
		1 大麦粉及び裸麦粉	(98円/kg)									
	110	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					MT
	190	- その他のもの		*(83円/kg)			31円/kg					MT
		2 ライ小麦粉	(106円/kg)									
	210	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					MT
	290	- その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg					MT
		3 米粉	(442円/kg)									
	310	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					MT
	390	- その他のもの		*(375円/kg)			54円/kg					MT
	900	4 その他のもの	25%	21.3%						19.4%		MT
11.03												
		ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット										
1103.11		ひき割り穀物及び穀物のミール	(106円/kg)									
		小麦のもの										
	010	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					MT
	090	- その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg					MT
1103.13	000	とうもろこしのもの	25%	21.3%								MT
1103.19		その他の穀物のもの										
		1 大麦又は裸麦のもの	(98円/kg)									
	110	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%					MT
	190	- その他のもの		*(83円/kg)			31円/kg					MT
		2 ライ小麦のもの	(106円/kg)									
	210	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%					MT
	290	- その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg					MT
	400	3 オートのもの	20%	12%	6%	無税				5.5%		MT
		4 米のもの	(442円/kg)									
	510	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					MT

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	590	- その他のもの		*(375円/kg)			54円/kg					MT
1103.20	300	5 その他のもの	20%	17%	8.5%	無税				7.7%		MT
		ペレット										
		1 小麦のもの	(106円/kg)									
	110	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					MT
	190	- その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg					MT
	200	2 オートのもの	20%	12%	6%	無税				5.5%		MT
		3 とうもろこし又は米のもの										
	310	(1)とうもろこしのもの	25%	21.3%						19.4%		MT
		(2)米のもの	(442円/kg)									
	350	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					MT
	390	- その他のもの		*(375円/kg)			54円/kg					MT
		4 大麦又は裸麦のもの	(98円/kg)									
	410	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%					MT
	490	- その他のもの		*(83円/kg)			31円/kg					MT
		5 ライ小麦のもの	(106円/kg)									
	510	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%					MT
	590	- その他のもの		*(90円/kg)			27.40円/kg					MT
	600	6 その他のもの	20%	17%	8.5%	無税				7.7%		MT
11.04		その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)										
		ロールにかけ又はフレーク状にした穀物										
1104.12	000	オートのもの	20%	12%	6%	無税				5.5%		KG
1104.19		その他の穀物のもの										
		1 小麦又はライ小麦のもの	(132円/kg)									
		*[1] 小麦のもの										
	111	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					KG
	119	- その他のもの		*(112円/kg)			31.40円/kg					KG
		*[2] ライ小麦のもの										
	121	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%					KG
	129	- その他のもの		*(112円/kg)			31.40円/kg					KG
		2 とうもろこし又は米のもの										
	210	(1)とうもろこしのもの	25%	21.3%						19.4%		KG
		(2)米のもの	(402円/kg)									
	250	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					KG
	290	- その他のもの		*(341円/kg)			49円/kg					KG
		3 大麦又は裸麦のもの	(107円/kg)									
	410	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(20%)			20%					KG
	490	- その他のもの		*(91円/kg)			33.20円/kg					KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	300	4 その他のもの その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く 切り又は粗くひいたもの)	20%	17%	8.5%	無税				7.7%		KG
1104.22	000	オートのもの	20%	12%	6%	無税				5.5%		KG
1104.23	010	とうもろこしのもの										
	090	1 コーンフレークの製造に使用するもの 2 その他のもの	16.2% 25%	(16.2%) 18%		無税				14.7% 16.4%		KG KG
1104.29		その他の穀物のもの 1 小麦又はライ小麦のもの	(106円 /kg)									
	111	*[1] 小麦のもの - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45 条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち 政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受け て輸入されるもの		(25%)			25%					KG
	119	- その他のもの		*(90円 /kg)			27.40円 /kg					KG
	121	*[2] ライ小麦のもの - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45 条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち 政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受け て輸入されるもの		(20%)			20%					KG
	129	- その他のもの		*(90円 /kg)			27.40円 /kg					KG
		2 米のもの	(402円 /kg)									
	250	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法 律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規 定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及 び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法 第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のう ち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受け て輸入されるもの		(25%)			25%					KG
	290	- その他のもの		*(341円 /kg)			49円/kg					KG
		3 大麦又は裸麦のもの	(130円 /kg)									
	410	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法 律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1 項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入され るもの		(20%)			20%					KG
	490	- その他のもの		*(111円 /kg)			38.60円 /kg					KG
1104.30	300	4 その他のもの	20%	17%						15.5%		KG
	000	穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又 はひいたものに限る。)	20%	17%		無税						KG
11.05		ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット								18.8%		
1105.10	000	粉及びミール	25%	20%								KG
1105.20	000	フレーク、粒及びペレット	20%	(20%)								KG
11.06		乾燥した豆(第07.13項のものに限る。)、サゴやし又は根若しくは 塊茎(第07.14項のものに限る。)の粉及びミール並びに第8類の 物品の粉及びミール										
1106.10	000	乾燥した豆(第07.13項のものに限る。)のもの サゴやし又は根若しくは塊茎(第07.14項のものに限る。)のも の	16% 25%	13.6%								KG
	110	- カッサバ芋のもの - - 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用 するものに限る。)		無税				無税	無税	無税		KG
	190	- - その他のもの		15%								KG
1106.30	200	- その他のもの 第8類の物品のもの - パナナのもの	25%	21.3%						20.0%		KG
	110	- - 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用 するものに限る。)		無税				無税	無税	無税		KG
	190	- - その他のもの		15%						13.6%		KG
	200	- その他のもの		15%						13.6%		KG
11.07		麦芽(いつてあるかないかを問わない。)										
1107.10		いつてないもの	25円/kg	21.30円 /kg								
		- この号のいつてない麦芽及び第1107.20号のいつた麦芽につ いて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見 込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を 勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度 数量」という。)以内のもの					無税					
	011	- - 泥炭でくん蒸したもの										MT
	021	- - その他のもの										MT
	019	- - その他のもの										MT
1107.20	029	- - 泥炭でくん蒸したもの - - その他のもの いつたもの	25円/kg	21.30円 /kg								MT MT
	010	- 共通の限度数量以内のもの					無税					MT
	020	- その他のもの										MT
11.08		でん粉及びイヌリン										
1108.11		でん粉 小麦でん粉	(158円 /kg)									
	010	- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項た だし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めると ころにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		(25%)			25%					KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
1108.12	090	- その他のもの		*(134円/kg)			34.40円/kg					KG
		とうもろこしでん粉(コーンスターチ)	140円/kg	(25%)								
		- この号に掲げるとうもろこしでん粉(コーンスターチ)、第1108.13号に掲げるばれいしよでん粉、第1108.14号に掲げるマニオカ(カッサバ)でん粉、第1108.19号に掲げるその他のでん粉、第1108.20号に掲げるイヌリン、第1901.20号の1の(2)のDの(b)に掲げるベーカリー製品製造用の混合物等及び第1901.90号の1の(2)のDの(b)に掲げる調製食料品について、157,000トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するとうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。)以内のもの										
	010	- - でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラーの製造に使用するもの					無税					KG
1108.13	020	- - その他のもの					25%					KG
	090	- その他のもの		119円/kg								KG
		ばれいしよでん粉	140円/kg	(25%)								
		- でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの										
	010	- - でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラーの製造に使用するもの					無税					KG
1108.14	020	- - その他のもの					25%					KG
	090	- その他のもの		119円/kg								KG
		マニオカ(カッサバ)でん粉	140円/kg	(25%)								
		- でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの										
	010	- - でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラーの製造に使用するもの					無税					KG
1108.19	020	- - その他のもの					25%					KG
	090	- その他のもの		119円/kg								KG
		その他のでん粉	140円/kg									
		- サゴでん粉										
		- - でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)								
	011	- - - でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラーの製造に使用するもの					無税					KG
	012	- - - その他のもの					25%					KG
	019	- - その他のもの		119円/kg								KG
		- その他のもの										
		- - でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)								
	091	- - - でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラーの製造に使用するもの					無税					KG
1108.20	092	- - - その他のもの					25%					KG
	099	- - その他のもの		119円/kg								KG
		イヌリン	140円/kg									
	010	- でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		(25%)			25%					KG
	090	- その他のもの		119円/kg								KG
11.09												
1109.00	000	小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。)	25%	21.3%								KG